

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（生活習慣病の発症予防に資するための歯科疾患のスクリーニング技術の開発とその効果検証に関する研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（生活習慣病の発症予防に資するための歯科疾患のスクリーニング技術の開発とその効果検証に関する研究）」

2. 事業の目的

近年、口腔の健康を維持増進することが糖尿病等の生活習慣病の予防にも寄与するとの知見が蓄積されてきており、予防を推進し健康を維持するためには口腔と全身の健康を保つことが重要であると認識されつつある。そこで、本事業では生活習慣病のリスク保有者のうち、歯周病リスクを抱える者（既に歯周病に罹患している者を含む）に対して、発症予防のための歯科専門職（主として歯科衛生士）による専門的なスクリーニング及び歯科保健指導を行う際の技術を開発することを目的とする。

3. 事業の概要等

本事業では、これまでに得られた生活習慣病と歯周病等の歯科疾患との関係を多方面から分析した上で、効果的なスクリーニング技術開発及び歯科保健指導を行う際のプログラム策定技術を開発し、提言等を行うこととする。必要に応じて専門家へのヒアリング調査等を実施し、本事業において構築する介入プログラムが将来的な歯科保健サービスの標準となり得ることを考慮すること。なお、事業においては実際のフィールドにて策定したプログラム策定技術の有効性を検証可能なことが望ましい。

4. 予算額

1 課題あたり上限 8, 5 1 2 千円

5. 実施期間

契約日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 1 0 部（A 4 版）

7. 納入期限

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

（イ）研究の独創性・新規性

（ウ）研究計画の実現性・効率性

（エ）研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省医政局歯科保健課と協議の上、決定する。

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（電子たばこにおける成分分析の手法の開発に関する研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（電子たばこにおける成分分析の手法の開発に関する研究）」

2. 事業の目的

電子たばこの主流煙及び副流煙等の成分分析を標準的な方法で行うことを目的とする。

3. 事業の概要等

電子たばこの主流煙と副流煙及びそのカートリッジ内などの各段階での成分を分析する際の問題点を明らかとして、必要に応じて、成分の捕集器を開発するとともに、標準的な分析を行うための手法を開発し、成分分析の手法の標準化を可能とするマニュアル化を行うための研究を実施する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 50,000 千円

5. 実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

（イ）研究の独創性・新規性

（ウ）研究計画の実現性・効率性

（エ）研究者の資質、施設的能力

- イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）
- ウ 効率的・効果的な運営確保の観点
- エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

- ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。
- イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。
- ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。
- エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。
- オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（我が国の疾病負担を踏まえた新たな生活習慣病対策としての医薬品、医療機器及び医療技術の開発等に関する研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（厚生労働科学研究委託事業（我が国の疾病負担を踏まえた新たな生活習慣病対策としての医薬品、医療機器及び医療技術の開発等に関する研究）」

2. 事業の目的

我が国における疾病負担研究を推進することによって、主要な健康課題を評価し、それらに対応して今後検討されるべき生活習慣病対策としての医薬品、医療機器及び医療技術の開発等に資することを目的とする。

3. 事業の概要等

医療の進歩や大幅な高齢化等によって、我が国の疾病負担が変化しつつあることを踏まえ、我が国の国民を対象とした疾病負担研究を実施することによって、主要な健康課題を評価し、限られた保健医療資源を集中的に配分すべき健康課題の優先順位を明らかにするとともに、それらに対応して今後検討されるべき生活習慣病対策としての医薬品、医療機器及び医療技術の開発等に資するための研究を実施する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 10,000 千円

5. 実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。